

盛岡広域振興局長告示第87号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成28年10月21日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1（1） 名称 盛岡市日戸特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 盛岡市日戸地内の電話ケーブル線発電所線77号柱から94号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
- （3） 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2（1） 名称 滝沢市加賀内特定猟具使用禁止区域
- （2） 区域 滝沢市地内の国道282号と東北縦貫自動車道との交点を起点とし、起点から国道282号を南東に進み市道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み東北縦貫自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- （3） 存続期間 平成28年11月1日から平成38年10月31日まで
- （4） 使用を禁止する特定猟具 銃器